

## がんばる中小企業・事業者の皆さんを応援します

地域経済と雇用を支える多くの中小企業・事業者の皆さんが、変化の多い時代を成長のチャンスと捉えて挑戦し、将来にわたって経営を維持していただくことで、地域の発展につながります。

市では、そうした成長意欲のある中小企業・事業者の皆さんを重点的に支援する「エコノミック・ガーデニング事業」の一環として補助金の交付や経営革新セミナーの開催を行っています。

### 補助金制度をご活用ください

#### ▶補助内容

名称	内容	補助割合・交付限度額
事業拡大設備投資補助金	事業の高度化、競争力の強化を図るための新たな設備投資に対する補助金 ※セミナーを2回以上受講することが条件	対象経費の2分の1を限度 上限交付額：300万円 下限交付額：50万円
就業規則等策定補助金	従業員の子育てを支援する制度を含む就業規則などの策定および改定のための経費に対する補助金	対象経費の2分の1を限度 上限交付額：10万円
求人合同説明会・ビジネス交流会等出展補助金	従業員の確保を目的とする求人説明会や、販路拡大のための交流会・商談会などへの出展経費に対する補助金	対象経費の2分の1を限度 上限交付額：5万円 ※年度内3回まで申請可
従業員資格取得補助金	市内企業で働く市民を対象に、指定された資格の試験受験料に対する補助金	対象経費の全額 ※年度内3回まで申請可

▶申し込み・問い合わせ 商工観光課商工振興担当(内線383)

### 経営革新セミナーを開催します

新たな事業展開を考えている企業を対象に、売上拡大や利益増加に役立つセミナーを開催します。

	期 日	場 所	テーマ
第1回	6月7日(木)	商工センター 403 研修室	新規事業の事業アイデアの創出
第2回	6月21日(木)	行田商工会議所会議室	新規事業を成功させるために
第3回	7月5日(木)	商工センター 403 研修室	新規事業計画を立案する

▶時 間 午後2時～4時

▶参加費 無料

▶申し込み 同会議所で配布している申込書に必要事項を記載の上、直接同会議所へ提出してください。

▶問い合わせ 同会議所 ☎556-4111

## ご利用ください 勤労者住宅資金

市内に居住するために土地や建物を購入する勤労者の方に対し、必要な資金の貸付を行っています。

#### ▶貸し付け内容

	有担保	無担保
貸付金額	1,000万円以下	300万円以下
貸付利率	変動2.115パーセント	固定1.10パーセント
貸付期間	25年以内(300万円以下の融資は15年以内)	10年以内
保 証	勤埼玉県勤労者信用基金協会の保証、または弁済能力のある連帯保証人1人以上	勤埼玉県勤労者信用基金協会の保証

▶対象 次の全てを満たしている方

- ・市内に居住、またはこれから居住しようとする勤労者
- ・同一事業所に2年以上勤務している方
- ・20歳以上51歳未満の方
- ・世帯の月収が返済月額の5倍以上ある方で、返済しながら生活できる方
- ・市税の滞納がない方

▶問い合わせ 商工観光課商工振興担当(内線383) または中央労働金庫熊谷支店羽生出張所 ☎561-8011

## ご活用ください 市民活動やる気応援助成制度

地域のために活動するNPO、ボランティア、自治会など、市民の「やる気」を応援するため、助成金を交付します。「新たな取組応援事業」と「スタート応援事業」の2種類があり、これから活動を始める、あるいは活動を始めたばかりのNPO法人などの基盤整備にも交付します。

※「NPO」とは、民間非営利組織をいい、「NPO法人」とは、法人格を取得したNPOをいいます。

#### ▶対象団体・対象事業など

	新たな取組応援事業	スタート応援事業
対象団体	10人以上で構成され、市内に主たる事務所を置くNPOもしくは地域活動団体	市内に主たる事務所を置くNPO法人で設立後3年以内または助成金申請後1年以内にNPO法人格の取得を予定している団体
対象事業	新たに取り組む事業で、次に掲げるいずれかに該当するもの (1) 子育て、教育、福祉などの“ひとの元気”事業 (2) 支え合い、防犯、防災などの“地域の元気”事業 (3) 観光、国際、環境、文化、歴史などの“まちの元気”事業	活動開始期における広報活動、人材育成、備品購入などの基盤整備事業
対象経費	事業に直接的に係る経費。ただし、次に掲げる経費は交付対象外。 (1) 団体の事務費などの経常的経費 (2) 団体の事務所などを維持するための経費 (3) 団体の構成員による飲食費、交通費および宿泊費 (4) 団体の構成員に対する人件費および謝礼 (5) その他助成することが適当でないと認められる経費	活動開始期の基盤整備に係る経費(備品購入した場合は、NPO法人格取得後、特定非営利活動促進法第32条の規定に従うこと)。ただし、次に掲げる経費は交付対象外。 (1) 団体の事務費などの経常的経費 (2) 団体の事務所などを維持するための経費 (3) 団体の構成員による飲食費、交通費および宿泊費 (4) 団体の構成員に対する人件費および謝礼 (5) その他助成することが適当でないと認められる経費
交付上限額	100,000円	50,000円
交付制限	1団体につき1年度1事業	1団体につき1回のみ

▶対象期間 助成を実施する当該年度の交付決定日から同年度2月末日まで

▶助成率 2分の1

▶申請方法 助成金の交付を希望する団体は、事業提案をし、採択後に交付申請をしてください。

▶提案受付期限 【第1期】6月29日(金) 【第2期】9月28日(金) 【第3期】12月28日(金)

※ただし、予算がなくなり次第、終了となります。

▶提案受付方法 地域づくり支援課で配布している提案書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、添付書類とともに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市地域づくり支援課

【Eメール】chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp

▶採択事業の決定 行田市市民公益活動推進委員会による審査結果を踏まえ、可否を決定します。また、審査結果は、全ての団体に通知します。

▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)